

和歌山県大規模災害時における救援物資輸送体制検証業務仕様書

1 業務の名称

和歌山県大規模災害時における救援物資輸送体制検証業務

2 業務の目的

平成 26 年に和歌山県(以下、「県」という。)が公表した「地震被害想定」では、最大で 約 44 万人の避難所生活者が見込まれており、発災時において避難所に救援物資を供給する必要がある。膨大な量の救援物資を円滑に供給するには、県内輸送車両の配車、救援物資の搬入・搬出・荷役・保管等を行う物資拠点の適切な選定と効率的な運営が重要である。また、物資の運営においては、民間事業者等との連携が必要不可欠であり、県及び民間事業者等の役割などを定め、発災時に確実に機能させることが重要である。

3 委託業務の内容

(1) 県広域物資輸送拠点の検証

①既存施設の検証

南海トラフ地震をはじめとする大規模災害が発生した際における和歌山県広域物資輸送拠点(以下、「県拠点」という。)として求められる条件(拠点数、面積、耐荷重、機能、フォークリフト使用可否、設備、搬出入経路、交通警備員の有無など)を整理すること。条件の整理にあたっては和歌山県広域受援計画及び県が公表する地震被害想定を踏まえるとともに、国土交通省「ラストマイルにおける支援物資輸送・拠点開設・運営ハンドブック」を参考とすること。

上記業務の整理をおこなった上で県が指定する以下の県拠点について適切であるかを検証し、課題抽出・提案すること。

・検証対象となる県拠点

和歌山ビッグホエール(和歌山市手平二丁目 1 番地の 1)

県立橋本体育館(橋本市北馬場 455 番地)

田辺スポーツパーク 室内練習場(田辺市上の山一丁目 23 番 1-1 外)

新宮市立佐野体育館(新宮市佐野 1501 番地)

②追加施設の検討

上記の検証結果を踏まえ、県拠点の追加候補地について 1 施設以上提案すること。提案にあたっては、県拠点運営に最も適する施設能力を有することを主眼とし、現在の災害時の指定状況、公共・民間施設は考慮しないこととし、施設所有者の承認は不要とする。

③県拠点現地調査

上記(1)①、②の検証・検討に先立ち、県と調整の上、現地調査を実施し、施設状況等について十分に把握すること。

(2) 地域内輸送拠点の検証

県内市町村が指定する地域内輸送拠点候補地について、地域内輸送拠点として求められる条件(面積、耐荷重、機能、フォークリフト使用可否、設備、搬出入経路、進入可能な車両の大きさ等)を整理した上で、各市町村につき 1 拠点の現地調査を行い、課題・抽出を行うこと。

なお、各市町村における現地調査を実施する地域内輸送拠点の候補地は別表 1 「地域内輸送拠点現地調査候補地一覧表」とし、現地調査は、事前に市町村担当者と日程調整を行った上で、市町村担当者立ち合いのもと実施すること。

(3) 県拠点―地域内輸送拠点間の輸送ルート作成

県拠点と県内各市町村の地域内輸送拠点のトラック車両の輸送ルートを作成すること。ルート作成にあたっては地図への落とし込み、主要交差点を明示するなどし、明確に輸送ルートが確認できるよう作成するとともに、4～10tトラック車両の輸送可否についても整理すること。

(4) 県内車両、物流専門家の割当

①県内車両の割当

大規模災害発生時に、県が配車指示を円滑に実施することができるよう、和歌山県及び県内市町村と災害協定を締結する公益財団法人和歌山県トラック協会の加盟企業並びに保有車両を踏まえ、各拠点の配車割当(企業、必要台数、車両大きさ)を作成すること。なお、割当にあたっては、市町村規模、各企業の営業所所在地、市町村の災害協定締結状況などを考慮し作成すること。

②物流専門家の割当

大規模災害発生時に、県拠点及び地域内輸送拠点を円滑に運営するためには、物資管理の知見を有する物流専門家の協力が必要不可欠であることから、各拠点の物流専門家の割当について作成すること。

③関係団体からの意見聴取

上記(4)①、②の業務を進めるうえでは、公益財団法人和歌山県トラック協会及び和歌山県倉庫協会をはじめとする物流関係者の意見を十分に聴取するため、2回以上会議を開催すること。

(5) 業務スケジュールの提出

受託者は、契約締結後速やかに委託業務を遂行するためのスケジュールを県に提出し、承認を得たうえで業務を進めること。

4 参考資料

受託者は、本委託業務を行うにあたり、下記の計画等を参考とすること。

- ① 国防災基本計画
- ② 南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画
- ③ 国土交通省「広域物資拠点開設・運営ハンドブック」
- ④ 国土交通省「ラストマイルにおける支援物資輸送・拠点開設・運営ハンドブック(改訂版)」
- ⑤ 和歌山県 地震被害想定(平成26年)
- ⑥ 和歌山県地域防災計画及び県内市町村市町村地域防災計画
- ⑦ 和歌山県広域受援計画
- ⑧ その他、県が指示する資料等

5 成果品

(1) 納品期限

令和8年3月31日(火)

(2) 納品物品

- ①業務報告書 1冊(A4サイズ、カラー印刷)
- ②各種電子データ(CD-RまたはDVD-R)

ア 業務報告書

イ 本委託で収集・作成した資料等

※データ形式は、可能な限りパワーポイント・ワード・エクセルファイルとすること。

6 その他

- (1) 業務の履行にあたっては、業務内容を十分に理解し、県と連絡を密に取りながら誠実に履行すること。
- (2) 本業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らさないこと。本業務終了後も同様とする。
- (3) 本業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記2【個人情報取扱特記事項】を遵守すること。
- (4) 成果物の著作権については、すべて県に帰属するものとする。(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む)。著作者人格権についてはこれを行使しないものとする。また、県から提供するデータ以外の著作権の使用は、受託者が著作権者の許諾を得ること。なお、これに係る費用は受託者の負担とする。
- (5) 受託者が利用者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- (6) 本業務の目的に照らし合わせて新たに盛り込むべきと考えられる独自の手法等があれば、提案すること。
- (7) 本仕様書に記載されていない事項については、県と受託者により決定する。

地域内輸送拠点 現地調査候補地一覧表

NO	市町村名	施設名	住所	施設管理者名
1	和歌山市	わかやま農業協同組合本店	和歌山市栗栖642	わかやま農業協同組合
2	海南市	サンコー物流センター	海南市阪井1440-1	(株)サンコー
3	紀美野町	紀美野町文化センター	紀美野町神野市場217	紀美野町教育長
4	紀の川市	紀の川市民体育館	紀の川市花野604番地2	紀の川市教育委員会(紀の川市生涯スポーツ課)
5	岩出市	岩出市立市民総合体育館	岩出市荊本63-2	岩出市生涯学習課
6	橋本市	調整中	調整中	調整中
7	かつらぎ町	紀の川万葉の里道の駅	かつらぎ町窪487-2	国土交通省
8	九度山町	JA紀北かわかみマルい選果場	九度山町九度山505	紀北川上農業協同組合
9	高野町	町民体育館	高野町高野山486	高野町
10	湯浅町	ゲートボール場兼多目的スポーツ施設	有田川町大字熊井719番地の1	湯浅町教育委員会
11	広川町	男山焼会館	広川町大字上中野88-2	広川町教育委員会
12	有田市	和歌山県立箕島高等学校	有田市箕島55番地	和歌山県
13	御坊市	紀州農協湯川統合集荷場	御坊市湯川町小松原266-2	紀州農業協同組合
14	美浜町	美浜町体育センター	美浜町吉原958-245	美浜町教育委員会
15	由良町	JAゆら柑橘撰果場	由良町大字里368	紀州農業協同組合
16	印南町	紀州農協浜出荷場	印南町印南261-1	紀州農業協同組合
17	みなべ町	上南部小学校体育館	みなべ町谷口549	みなべ町生涯学習課
18	日高川町	川辺西小学校体育館	日高川町小熊3141	日高川町教育委員会
19	日高町	紀州農業協同組合日高支店経済店舗	日高町大字高家418-2	紀州農業協同組合日高支店
20	田辺市	田辺スポーツパーク室内練習場(一部)	田辺市上の山1-23-1	田辺市教育委員会
21	白浜町	白浜会館	白浜町1番地の1	白浜町観光課
22	白浜町	町立体育館	白浜町十九淵226番地の13	白浜町教育委員会
23	上富田町	上富田文化会館	上富田町朝来758-1	上富田町教育委員会
24	すさみ町	道の駅すさみ	すさみ町周参見808-1	すさみ町地域未来課
25	新宮市	佐野防災備蓄拠点倉庫	新宮市佐野1501	新宮市防災対策課
26	那智勝浦町	旧グリーンピア南紀(ホテル棟)	那智勝浦町市屋1057	那智勝浦町総務課
27	太地町	旧グリーンピア南紀(多目的ホール)	太地町森浦8-1	太地町
28	古座川町	明神小学校	古座川町一雨41	古座川町教育委員会
29	北山村	村民会館	北山村大沼66番地	北山村総務課
30	串本町	串本町B&G海洋センター	串本町サンゴ台1060-42	スポーツクラブNAS株式会社

別記 2

個人情報取扱特記事項

第 1 法令等の遵守

受託者（以下「乙」という。）は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に基づき、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう本個人情報取扱特記事項（以下「特記事項」という。）を遵守しなければならない。

第 2 責任体制の整備

乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

第 3 作業責任者等の定め

- 1 乙は、個人情報の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者を定めなければならない。
- 2 作業責任者は、特記事項に定める事項を適切に実施するよう作業従事者を監督しなければならない。
- 3 作業従事者は、作業責任者の指示に従い、特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

第 4 取扱場所の特定

- 1 乙は、個人情報を取り扱う場所を定めなければならない。
- 2 乙は、和歌山県知事(以下「甲」という。)が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出してはならない。

第 5 教育の実施

乙は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、特記事項における作業従事者が遵守すべき事項その他本委託業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、作業従事者全員に対して実施しなければならない。

第 6 守秘義務

乙は、本委託業務の履行により直接又は間接に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。契約期間満了後又は契約解除後も同様とする。

第 7 再委託

- 1 乙は、本委託業務を第三者（乙の子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。）へ委託（以下「再委託」という。）してはならない。
- 2 乙は、本委託業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、甲の承諾を得て行うことができる。
- 3 前項の場合において、乙は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

第 8 派遣労働者等の利用時の措置

- 1 乙は、本委託業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合

は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

- 2 乙は、甲に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

第9 個人情報の管理

乙は、本委託業務において利用する個人情報を保持している間は、個人の権利利益を侵害することのないよう各種の安全管理措置を講じるとともに、次の各号の定めるところにより、個人情報の管理を行わなければならない。

- (1) 個人情報を取り扱う事務、個人情報の範囲及び同事務に従事する作業従事者を明確化し、取扱規程等を策定すること。
- (2) 組織体制の整備、取扱規程等に基づく運用、取扱状況を確認する手段の整備、情報漏えい等事案に対応する体制の整備、取扱状況の把握及び安全管理措置の見直しを行うこと。
- (3) 作業従事者の監督・教育を行うこと。
- (4) 個人情報を取り扱う場所の管理、機器及び電子媒体等の盗難等の防止、電子媒体等の取扱いにおける漏えい等の防止、個人情報の削除・機器及び電子媒体等の廃棄を行うこと。
- (5) アクセス制御、アクセス者の識別と認証、外部からの不正アクセス等の防止、情報漏えい等の防止を行うこと。

第10 収集の制限

乙は、本委託業務において個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、その目的を明示した上で本人から収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りでない。

第11 提供された個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止

乙は、本委託業務において利用する個人情報について、本委託業務以外の目的で利用し、又は第三者へ提供してはならない。

第12 複写又は複製の禁止

乙は、本委託業務において甲から提供された個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

第13 受渡し

乙は、甲乙間の個人情報の受渡しに関しては、甲が指定した手段、日時及び場所で行わなければならない。

第14 個人情報の返還、消去又は廃棄

- 1 乙は、本委託業務の終了時に、本委託業務において利用する個人情報について、甲の指定した方法により、返還、消去又は廃棄を実施しなければならない。
- 2 乙は、個人情報の消去又は廃棄に際し甲から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。
- 3 乙は、本委託業務において利用する個人情報を消去又は廃棄する場合は、当該情報が記

録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。

- 4 乙は、個人情報の消去又は廃棄を行った後、消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び消去又は廃棄の内容を記録し、個人情報の消去又は廃棄に係る報告書（別記様式）により甲に対して報告しなければならない。

第 15 報告

乙は、甲から、個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

第 16 監査及び検査

- 1 甲は、本委託業務に係る個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、乙及び再委託先に対して、監査又は検査を行うことができる。
- 2 甲は、前項の目的を達するため、乙に対して必要な情報を求め、又は本委託業務の処理に関して必要な指示をすることができる。

第 17 事故時の対応

- 1 乙は、本委託業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに甲に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。
- 2 乙は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、甲その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施しなければならない。
- 3 甲は、本委託業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

第 18 契約解除

- 1 甲は、乙が本特記事項に定める義務を履行しない場合は、本特記事項に関連する委託業務の全部又は一部を解除することができる。
- 2 乙は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

第 19 損害賠償

乙の故意又は過失を問わず、乙が本特記事項の内容に違反し、又は怠ったことにより、甲に対する損害を発生させた場合は、乙は、甲に対して、その損害を賠償しなければならない。